

職團強硬派は、懸年當支給を請求し、
 職團此の要請を破断せしめ、就き以て懸年當申出される組合員
 に対し、
 一、職團の権限を超越するべからざるべし
 二、公共の利益を損なふべからざるべし
 三、職年當支給を請求するに於て、一日を超過するべからざるべし
 四、社内代領書を提出するに於て、
 五、炭炭夫の賃金を最前賃額正倍額以上の超過を請求するべからざるべし
 六、職團夫働工夫の賃金を最前賃額八倍額以上の超過を請求するべからざるべし
 七、職年當支給を請求するに於て、職團の承認を得ざるべからざるべし
 八、職年當支給を請求するに於て、職團の承認を得ざるべからざるべし
 九、職年當支給を請求するに於て、職團の承認を得ざるべからざるべし
 十、職年當支給を請求するに於て、職團の承認を得ざるべからざるべし
 十一、職年當支給を請求するに於て、職團の承認を得ざるべからざるべし

職團強硬派の要請

財團調會福岡出張所

9、労働賃金は一切現金にて支拂されたし
 十二、経過

前記井上は採炭夫中の組合員と協議し組合の應援を求め七日、八日の二回に亘り炭坑側勞務主任を訪問したるも面會を拒絶せられたる爲、勞務係に折衝し同様拒絶さるるや附近主要炭坑にアジビラを撒布せり。

會社側は引續き十日、十三日と労働者側の會見申込に對し組合の介入を避けて之を拒絶し一方紛議に参加したる組合員三名の説得に努めた結果争議團を脱することとなつたので九州嶺山労働組合に在りては勝算なく十四日所轄大隈警察署に調停を依頼するに至り左の條件にて解決したのである。

十二、解決條件